

ハートネットワーク契約約款

第1条(当社のサービス)

第2条(契約の単位)

第3条(契約の成立)

第4条(契約の有効期限)

第5条(加入料金等)

加入者は、当社に、別表の基本サービス加入料金に従い加入料金を、当社が指定する期日までに指定する方法により支払うものとします。

2 当社は、月額基本サービス利用料に関 条

第6条(加入料金の支払い方法)

第7条(遅延利息)

加入者が、利用料金その他別表に定める加入料金を遅延した場合は、その遅延金額に対し、年利12%の割合による遅延損害金を、支払い期日より完済するまで当社に支払うものとします。

第8条(セットトップボックスの利用について)

加入者は、当社が提供するデジタル放送を受信するために必要な機器であるセットトップボックスおよびリモートコントローラー等の付属品(以下「STB」という)を、当社または、当社が委託する販売店(以下「委託販売店」という)より購入するものとします。なお、付属のBSデジタル放送用ICカード(以下「B-CASカード」という)及びケーブルテレビデジタル放送用ICカード(以下「C-CASカード」という)の取り扱いについては、第23条の規定によるものとします。

2 前項により加入者が、当社または委託販売店より購入したSTBについては、サービス開始日から12カ月間保証するものとし、この保証期間内において故障が生じた場合には、当社は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。ただし、加入者がSTBを本来の用法に従って使用しなかったとき、または加入者の故意過失により故障が生じたときはこの限りではありません。

3 デジタル放送は、当社の指定するSTBが設置された場合のみご利用いただけます。

第9条(施設の設置および費用の負担等)

当社のサービスを提供するために必要とする施設(以下「本施設」という)の設置工事は、すべて当社または当社の指定する業者が行うものとします。

2 当社は放送センターからタップオフまでの施設の設置に要する費用を負担するものとします。

3 加入者は、最寄りのタップオフから保安器までの引込に要する費用(以下「引込工事費」という)と、保安器の出力端子以後のすべての施設の設置に要する費用(以下「宅内工事費」という)を負担するものとします。

4 引き込み線を設置するにあたり、自立柱、地下埋設等特別な工事費を必要とする場合、これらの工事に要する費用も加入者が負担するものとします。

第10条(施設の所有等)

当社は、放送センターから保安器までの施設(以下「当社の施設」という)を、加入者は保安器の出力端子以後のすべての施設(以下「加入者の施設」という)を、それぞれ所有するものとし、施設の維持管理はその施設の所有者が行うものとします。

第11条(便宜の供与)

当社は、当社の施設を設置するために必要最小限において加入者の敷地、家屋、構築物等無償で使用できるものとします。

2 加入者は、当社または加入者の施設の設置についてあらかじめ地主、家主その他の利害関係人の承諾を得ておくものとし、後日苦情が生じた場合があっても当社はその責任を負わないものとします。

3 加入者は、当社または当社の指定する業者が施設の検査、修理、撤去等を行うために、加入者の敷地、家屋、構築物等への出入りについて協力を求めた場合は、これに便宜を供するものとします。

第12条(施設の故障等に伴う責任負担)

当社または当社の指定する業者は、加入者から本施設に異常がある旨申し出があった場合はすみやかにこれを調査し、必要な措置を講じます。ただし、加入者のテレビ、ステレオ、パソコン等通信機(以下「受信機」という)に起因する送受信異常については、この限りではありません。

2 加入者は、加入者の施設の修復に要する費用を負担するものとします。

3 加入者は、加入者の故意または過失により当社の施設に故障が生じた場合には、その施設の修復に要する費用を負担するものとします。

第13条(サービスの一時中断)

当社は、当社の施設の維持管理の必要上やむを得ずサービスの提供の一時中断をすることがあります。加入者はこれを承認するものとします。なお、この場合当社は事前加入者にその旨を通知するものとなりますが、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第14条(放送内容の変更)

当社は、やむを得ぬ事情により放送内容を変更することがあります。なお変更によって起こる損害の賠償には応じません。

第15条(著作権および著作隣接権侵害の禁止)

加入者は、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、当社の提供するサービスの、不特定多数または多数人に対する対価を受けての上映、ビデオデッキ、その他の方法による複製、およびかかる複製物の上映、その他当社が提供しているサービスに対して有する著作権および著作隣接権を侵害する行為をすることはできません。

第16条(サービス提供の停止による損害の賠償)

当社は次の場合のサービス提供の停止に基づく賠償責任を負わないものとします。

- (1)天災、事変
- (2)放送衛星、通信衛星の機能停止
- (3)その他当社の責に帰することのできない事由

第17条(設置場所の変更)

加入者は、当社の定める技術基準に適合し、かつ変更先が同一敷地内の場合に限り、本施設、STBの設置場所を変更することができるものとします。

- 2 加入者は、前項の規定により設置場所を変更しようとする場合には、事前に当社にその旨を文書により申し出るものとします。
- 3 加入者は、全各項の変更に必要な費用を負担するものとします。

第18条(名義変更)

相続または特に当社が認める場合にのみ、新加入者は、当社の確認を得て、旧加入者の名義を変更できるものとします。

- 2 前項の規定により名義を変更しようとするときは、新加入者は、当社に文書で申し出るものとする。
- 3 相続人等は、承継前の契約者がその一般契約に関して有していた一切の権利および義務を承継するものとする。

第19条(サービス内容等の変更)

加入者は、サービス内容の変更を希望する場合には、当社が指定する方法により当社に申し出るものとします。申し出があった場合、当社はすみやかに変更された契約内容に基づいてサービスを提供します。

- 2 前項の外、加入者は、加入申込書に記載した住所、電話番号、料金支払い方法、料金支払い口座などの変更がある場合には、事前に当社にその旨を文書により申し出るものとします。
- 3 加入者が前2項の規定により変更しようとする場合、当社は第3条の規定に準じて取り扱うものとします。

第20条(契約の当然失効)

加入者が、指定された期日までに別表の登録費、引込工事費、セットトップボックス費、宅内工事費の全額を支払わないときは、その加入契約は当然に効力を失い、この場合登録費は返却しないものとします。

第21条(解約)

加入者が加入契約の解約を希望する場合は、解約を希望する当月末日までに当社に申し出を行い、当社もしくは当社の指定する営業所において所定の解約手続きを当月末日までに完了させるものとします。

- 2 前項による解約の手続きが、加入者の都合で当社もしくは当社の指定する営業所において手続き出来ない場合、加入者の申し出により当社が訪問し解約手続き等を行うものとします。ただし、その場合加入者は別表の出張手数料とカード・機器回収手数料を負担するものとします。
- 3 第1項による解約の場合、加入者は第5条の規定による料金を該当解約日の属する月の分まで支払うものとし、日割り計算による精算はしないものとします。
- 4 第1項による解約の場合、当社は当社の施設を撤去しません。ただし施設の撤去を希望する場合は、加入者は施設の撤去費用及び撤去に伴い、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、その復旧費用を負担するものとします。

第22条(契約の解除)

当社は、加入者または第6条第3項の第三者がこの約款に定める料金の支払い義務を怠った場合、その他この約款に違反したと認められる場合は、加入者に催告の上、または加入者の都合により当社から加入者に対する催告が到達しない場合通知催告なしに、加入契約を解除することができるものとします。なお、解除の際、加入者は、当社が契約の解除を催告した日の属する月までの利用料金を含んだ未払いの料金(以下「未納料金」という)を支払う義務を負います。

未納料金支払い後にサービスを再開する場合は、別表の再開手数料を負担するものとします。

- 2 電力・電話の無電柱化等、当社、加入者のいずれの責にも帰することのできない事由により当社施設の変更を余議なくされ、かつ当社施設の代替構築が困難な場合、当社は加入者にあらかじめ理由を説明した上で、加入契約を解除できるものとします。
- 3 前2項により加入契約を解除した場合に、加入者が別途支払ったNHKのテレビ受信料(衛星受信料を含む)、株式会社WOWOWの加入料および視聴料等が払い戻されず加入者に不利益、損害等が生ずることがあっても、当社は何らの責任も負わないものとします。

第23条(B-CASカード及びC-CASカードの取り扱いについて)

B-CASカードに関する取り扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

- 2 C-CASカードは当社に帰属し、C-CASカードを必要とするSTBを利用する加入者にSTB1台につき1枚無償貸与するものとします。当社の手配による以外のデータ追加・設変・改修は禁止し、それらが行われた事による当社及び第三者に及ぼされた損害・利害損失は加入者が補償するものとします。STBの解約時及び解除時は、当社に返還するものとします。また、加入者が破損或いは紛失した場合には、事情の如何を問わず、その損害分を当社に支払うものとします。

第24条 (加入者情報の使用)

当社は、加入者の氏名及び住所を特定する情報(以下「加入者情報」という)を番組案内作成等サービス向上を目的として、加入者情報を自ら使用し、又は当社が必要と認めた第三者に使用させる事ができるものとします。

ただし、第三者に加入情報の使用を許す場合には、秘密保持契約等適切な契約を締結します。

第25条 (意思表示に関する特約)

当社から、加入者への意思表示については、加入申込書に記載された住所へ発送すれば、たとえ到達出来なかったとしても、到達したものとみなします。

第26条 (合意管轄)

本契約に関する訴訟については、松山地方裁判所西条支部をもって第1審の管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第27条 (定めなき事項)

この約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議のうえ、解決に当たるものとします。

第28条 (約款の改正)

この契約約款は、総務大臣に届け出て改正することがあります。この場合、当社から加入者に対して加入申込書記載の住所宛に変更内容を通知したときは、加入者は変更事項を承認するものとします。

付則

(1) 当社は特に必要がある場合には、この約款に特約を付することができるものとします。また、テレビ受信障害対策工事地域に対する放送サービスの提供(セットトップボックスチャンネルによるものは除く)については、別に定める契約約款によるものとします。

(2) この契約約款は、平成25年5月1日より施行します。

